

議案第9号

宇治市産業会館条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市産業会館条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成31年2月20日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市産業会館条例の一部を改正する条例

宇治市産業会館条例（昭和62年宇治市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

を

会議室	3,500 円	4,620 円	5,620 円	7,300 円	9,210 円	10,990 円
第一研修室	3,370 円	4,500 円	5,370 円	7,080 円	8,880 円	10,590 円

」

に

第一研修室	3,370 円	4,500 円	5,370 円	7,080 円	8,880 円	10,590 円
-------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

宇治市産業会館条例の施設の使用に関する規定について、所要の改正を行うものであります。